



第41号



総社吉備路商工会報

<https://sojakibiji-sci.com/>
E-mail : kibiji@okasci.or.jp

■ 山手本部

〒719-1162 総社市岡谷160番地
電話 (0866) 93-8000
FAX (0866) 94-4484

■ 清音支所

〒719-1172 総社市清音軽部1135-2
電話 (0866) 93-1879
FAX (0866) 93-1667

■ 昭和支所

〒719-1311 総社市美袋1924-2(美袋駅舎)
電話 (0866) 99-1116
FAX (0866) 99-2928

祝 吉澤威人前会長総社賞受賞

総社賞授与式



令和3年11月3日(文化の日)、吉澤威人前会長に総社市から令和3年度市政功労者として総社賞が贈られました。

旧清音村議会議員、総社市議会議員としての活躍と平成18年5月から令和3年5月まで5期15年間に亘り当商工会の会長として事業者の支援や「吉備路もてなしの館」の運営など地域活性化に取組まれ、平成27年から3年間は岡山県商工会連合会会長に就任し県下の小規模事業者の事業承継や特産品発掘に尽力されたこと、総社市の「花」である「れんげ」耕作拡大のため「日本一のれんげ畑を育てる会」を立ち上げ広く市内の田んぼでの耕作を進め観光客の誘致に取り組まれたことなどが評価されました。

大変おめでとうございます。

新年あけましておめでとうございます。皆様にはご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は商工会の事業に対し格別のご支援と、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、昨年は令和2年から引続くコロナ禍により行動制限や経済活動への影響が深刻さを増す状況が続いておりましたが、十月頃からワクチン接種や経済活動への影響が徐々に感染者の発生が抑えられ、各種規制の解除や経済活動も活気を取り戻す動きへと変わってきました。しかし、コロナ禍の終息はまだ見通せず引き続き感染予防の徹底が求められています。更に、年々甚大化する自然災害の脅威や、少子高齢化、人口減少などの問題に加えて原油価格の高騰が家計や経済活動へ深刻な影響をもたらしております。

商工会では、通常業務に加えてコロナ対策関連の国・県等の各種支援金・補助金の申請窓口として情報提供や申請支援を職員一丸となって取り組んでまいりました。また、令和4年度から5か年計画で事業継続力強化支援計画に基づき自然災害リスクや感染症リスク等に対する小規模事業者の事業継続力強化の取組を始めます。

商工会は、「未来へ！地域と歩む商工会」を合言葉に、経営環境の大きな変化に伴い、複雑化する現在の課題解決に向けて、関係団体との連携を一層深めながら、中小企業・小規模事業者の持続的発展、さらには地域の持続的発展のため、事業者に寄り添った伴走型でより質の高い経営支援を行ってまいります。

最後になりますが、会員皆様のご健勝とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

会長 あいさつ



総社吉備路商工会 会長 栢原 修

「コロナ支援の継続と事業継続力強化」

できることから始めよう！ デジタルトランスフォーメーション(DX) 活用セミナー

社会情勢、ビジネス環境がめまぐるしく変化の中で、“データとデジタル技術を活用し、製品・サービス・ビジネスモデルを変革”することが重要となってきています。

そもそもDXとは何か、また具体的にどのようなものを取り入れたら良いか、事例を交えてわかりやすく解説いたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡大予防対策を講じて、開催いたします。

日時 令和4年
1月26日水
18:30~20:30

場所 総社吉備路商工会
山手本部(総社市岡谷160)

定員 10名程度

受講料 無料(商工会員・倉敷法人会員以外の方1,000円)

講師 イースパイア株式会社
代表取締役 **横田 秀珠** 氏



備中ブロック商工会交流会を開催

12月10日、当商工会が幹事商工会として管内7商工会の役員・職員37名の方にお集まりいただき、サントピア岡山総社を主会場として午前は「小規模事業者が取組むSDGs」の講演会と午後は「商工会版真備復興スタディーツアー」として高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所小田川合流点付替工事現場と甚大な浸水災害から復興された(株)テオリ様を視察いたしました。

講演会では、各事業所で持続可能な開発目標の立て方を勉強し、視察では平成30年西日本豪雨災害発生の原因と現在進めている工事の目的・効果の説明を中国地方整備局の方から説明して頂き、(株)テオリ様では災害発生時から復興に至るまでの経営者の取組や今後への備えなどBCP対策の重要性をお聞きし大変参考となりました。



青年部セミナー報告

総社吉備路商工会青年部では、令和3年度若手後継者等育成事業(提案公募型事業)として、11月18日・19日に「ビジネスコミュニケーション力向上セミナー」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、講師はリモートでの講演方式で実施しました。グループワークを通じて、自分の魅力を知り、表現するスキルを学びました。コロナ禍において、人との接触機会が減少し、コミュニケーション方法が変わる中で、今回学んだことを活かして、日々のコミュニケーション力向上に努めていきます。



※お困りのことがありましたら、お気軽にお近くの商工会(山手・清音・昭和)へご相談ください。

所得税決算申告 および 消費税申告個別相談会のご案内

◆各地区申告相談日

	開催日	時間	税理士
山手 会場	2月15日(火)	13:00~16:00	小河原幸枝
	2月24日(木)	13:00~17:00	林 淳一
	3月3日(木)	13:00~17:00	小河原幸枝
	3月11日(金)	13:00~17:00	林 淳一
清音 会場	2月15日(火)	13:00~16:00	丸尾 重仁
	2月24日(木)	13:00~17:00	三原 達朗
	3月4日(金)	13:00~17:00	丸尾 重仁
昭和 会場	2月18日(金)	13:00~16:00	川本 清志
	2月25日(金)	13:00~16:00	川本 清志
	3月4日(金)	9:00~12:00	綾部 英男
	3月11日(金)	13:00~16:00	綾部 英男



売上等記帳内容が分かる帳簿等、並びに前年度の決算申告書等をご持参ください。

所得税申告は3月15日(火) 消費税申告は3月31日(木)

- お申し込みは、各会場へ事前にご来場いただき、直接電話でお申し込みください。お時間の関係上先着順とさせていただきます。
- 指導料を別途申し付けます。

- 山手会場(山手本部)0866-93-8000
- 清音会場(清音支所)0866-93-1879
- 昭和会場(昭和支所)0866-99-1116

事業主の皆様へ

2022年4月1日からの改正労働施策総合推進法の全面施行により、パワーハラ防止措置が中小事業主にも義務化されます。これにより全ての事業主が、就業規則や社内体制の整備、労働者への周知等に事前に取り組む必要があり、またハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応を行う必要もあります。

そのため、事業主自身がハラスメント問題に関する理解と関心を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、自社の労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修その他の必要な配慮を行うことが望ましいです。

詳しくは岡山労働局雇用環境・均等室(TEL 086-225-2017)にお問い合わせください。

◆中小企業の事業主の皆様へ

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！

令和2年6月1日に「改正労働施策総合推進法」が施行されました。中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます。(令和4年3月31日までが義務化前)

◆職場におけるパワーハラスメントとは？

職場において行われる一定の期間を定めて被害を及ぼすものや、
① 継続的な関係を有する者に対して、
② 業務上必要かつ相当な理由を述べたもののないこと、
③ 労働者の就業環境が害されること

◆職場におけるパワーハラスメントの防止のためにすべき措置とは？

事業主は、以下の措置を必ず実施しなければなりません(義務)。

事業主の責務の明確化および周知・啓発
① 就業規則を定め、就業規則にハラスメント防止の趣旨を明記し、労働者に周知・啓発すること。
② 労働者に対して、就業規則に定められたハラスメント防止の趣旨を周知・啓発すること。

相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
① 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
② 相談窓口が、相談の旨や状況に応じ、適切に対応できるようにすること。

職場におけるパワーハラに関する事象の迅速かつ適切な対応
① 事業主が被害者から相談を受けたときは、被害者の状況を迅速に把握し、必要に応じて、被害者に対する支援を行うこと。
② 被害者に対する支援を行うときは、被害者の状況を迅速に把握し、必要に応じて、被害者に対する支援を行うこと。

併せて講ずべき措置
① 相談者や被害者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その被害者等に周知すること。
② 相談による被害者に対する支援の実施に当たっては、被害者のプライバシーを保護し、必要に応じて、被害者に対する支援を行うこと。

◆職場におけるパワーハラスメント防止のための具体的な取組
以下に示すような取組を行うことで、職場でのハラスメントを防止し、労働者の就業環境を改善することができます。

- パワーハラスメント、セクハラ、モラハラ、性差別、差別、差別意識に関する研修を実施すること。
- 就業規則や就業規則の運用に関する取組を定期的に行うこと(コミュニケーションの活性化のための研修や就業規則の周知など)。
- 職場におけるパワーハラスメント防止のための取組を行うこと(コミュニケーションの活性化のための研修や就業規則の周知など)。
- 就業規則や就業規則の運用に関する取組を定期的に行うこと(コミュニケーションの活性化のための研修や就業規則の周知など)。
- パワーハラスメント防止のための取組を行うこと(コミュニケーションの活性化のための研修や就業規則の周知など)。
- 就業規則や就業規則の運用に関する取組を定期的に行うこと(コミュニケーションの活性化のための研修や就業規則の周知など)。

◆改正への対応はお済みでしょうか？

改正への対応として、規定の整備や社内体制の整備が必要となります。

- ① パワーハラスメント防止措置が定められていない場合は、就業規則を改定する必要があります。
- ② パワーハラスメント防止措置が定められている場合は、就業規則を改定する必要があります。
- ③ 就業規則を改定する場合は、就業規則の改定を労働者に周知する必要があります。
- ④ 就業規則を改定する場合は、就業規則の改定を労働者に周知する必要があります。

◆見たい事例動画を7つご紹介

① 就業規則の改定
② 就業規則の改定
③ 就業規則の改定
④ 就業規則の改定
⑤ 就業規則の改定
⑥ 就業規則の改定
⑦ 就業規則の改定

◆職場におけるパワーハラスメントの代表的な取組の類型、該当すると考えられる例

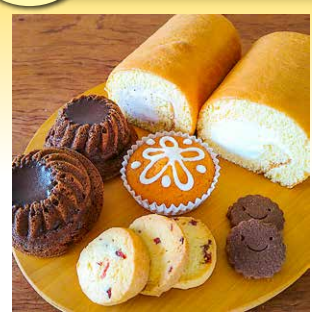
① 就業規則の改定
② 就業規則の改定
③ 就業規則の改定
④ 就業規則の改定
⑤ 就業規則の改定
⑥ 就業規則の改定
⑦ 就業規則の改定

女性部ガーデニング事業報告

12月13日(月)農マル園芸吉備路農園にて女性部ガーデニング講習会を開催しました。
3エリア合同の活動は久しぶりで、女性部員さんたちもこの講習会を楽しみにされていました。皆さん、慣れた手つきで寄せ植えを作られていました。



会員紹介 『お菓子と雑貨 kaon』



お菓子と雑貨kaonでは常時20種類以上のお菓子とこだわりの雑貨、約30名のハンドメイド作家さんのアクセサリーや布小物、リースなどを販売しております。
お菓子には国産小麦や国産バター、手作りのジャムやコンポートを使用し、できる限り安全な素材を選び、体に優しく安心してたべていただけるお菓子作りを心がけています。
またご贈答用の箱やプレゼントラッピングも行ってまいりますので、お気軽にご相談ください。



SPOT DATA

住所: 総社市西郡472
TEL: 0866-31-8030
営業時間: 11:00~17:00
定休日: 火曜日・水曜日
HP: https://kaon.shop/



編集後記

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。私のお正月は、ねこと一緒にこたつで過ごしていました。(I)

吉備路もてなしの館の 運営を終了

総社吉備路商工会が、平成19年4月から総社市の指定管理者として「吉備路もてなしの館」の運営を3期15年間行ってきましたが、令和4年3月末の指定期間満了に合わせ運営を終了いたします。
長年、地域の皆さまにご支援・ご協力を賜り大変ありがとうございました。
4月からは㈱UMAIZEが運営を行う予定ですので引き続きご利用と共にご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。
なお、「もてなし商品券」をお持ちの方は2月末までご使用いただけますのでお早めのご使用をお願いいたします。

事業主の皆様へ

新しい働き方・休み方を
実践するために
年次有給休暇を
上手に活用しましょう

● 年次有給休暇の計画的付与制度を導入しよう。
● 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

今日は
お休みしています。
この冬は
リラックス、リラックス。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。
詳しくは、岡山労働局雇用環境・均等室(電話 086-225-2017)にお問い合わせください。

